

所管部課	市民環境部 課税課		部長	木村 西	
件名	専決処分の承認について（東大和市税条例の一部を改正する条例）				
	区分	○	1. 審議事項	2. 報告事項	
関係事項	条例				
	規則				
	部課機関				
<p>1. 要旨</p> <p>地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和5年3月31日付けで専決処分した「東大和市税条例の一部を改正する条例」について、同条第3項の規定により、令和5年第2回市議会定例会に報告し、承認を求める。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・法人市民税の納付に係る規定の整備</li> <li>・固定資産税における地域決定型地方税制特例措置（わがまち特例）に関して引用する法律の条項整理</li> <li>・軽自動車税の種別割税率の特例に係る規定の整備等</li> </ul> <p>(2) 施行日 令和5年4月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>地方税法に即した適正な課税が行える。</p>					
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和5年3月31日 地方税法等の一部を改正する法律公布、持ち回り庁議により条例改正審議、改正条例の専決処分、改正条例の公布</p> <p>※文書課において審査済み</p>					
3. 留意事項（問題点等）					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに令和5年第2回市議会定例会の議案とするための事務を進めたい。</p>					
5. 審議結果					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。